

携帯電話等中継基地局設置等計画届出書

提出日を
記入

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

注意
設置工事開始予定日の
60日前までに提出すること。

事業者 住所
氏名 ①

電話 ()

代理人 住所
氏名 ②

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり届出します。

計画の概要	設置場所等	鎌倉市 御成町18-10 ③ <input type="checkbox"/> 独立柱 <input type="checkbox"/> 建築物に設置 <input type="checkbox"/> 電柱に設置 <input type="checkbox"/> その他 () に設置 いずれかに チェック
	高さ	m ④ (建築物、電柱その他に設置の場合は、地上からの高さ m)
電波の出力	(例) (5G) 63W 3.8-3.9GHz 出力(W)及び周波数(MHz、GHz)を 記入。改造の場合は現状と改造後の 出力を記入。4G、5Gについても記入。	⑤
説明等実施予定日	⑥ 年 月 日	
施工者	住所	
	氏名	⑦
	電話	
工事予定	着工	年 月 日 ⑧
	完了	年 月 日

(注) 案内図、計画図、説明等を行う範囲を記した図面を添付してください。

記入に際しての注意事項

番号	内容	注意事項
①	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基地局を設置する事業者（キャリア）を記入。 ・ 氏名には代表者（部長など、代理人と契約を締結した者） ・ 事業者の押印は省略可。
②	代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基地局の設置に関して事業者から設置事業を請け負った者。（＝請負契約を締結した者。窓口に書類を提出する者ではない） ・ 代理人の押印は省略可。
③	設置場所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所は土地の地番又は住居表示の住所を記入。（第1号様式で記載した設置場所は、第2号様式から第5号様式まで同一であること。） ・ 計画時点において、設置場所が未確定である場合は〇〇番地付近でも可。 ・ 電柱に設置の場合は〇〇番地付近ではなく地先とする。 ※字のみは不可。地番まで記入する。 ・ 設置する基地局の形態を選択し、チェックする。
④	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立柱は全体が基地局となる。地上から全体の高さを上段に記入する。 ・ 既存の構築物に基地局を設置する場合は、設置するアンテナ部分の高さを上段に記載し、構築物+アンテナ部分の高さを（ ）内に記載する。 （理由：独立柱の場合には基地局の規模が明確に分かるが、既存の構築物に設置する場合、全体の高さだけでは、設置する基地局の規模が分からないため。）
⑤	電波の出力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出力（W）及び周波数（MHz、GHz）を記入。 ・ 既存の基地局に出力に関する改造を行う場合は、現状の出力数と改造後の出力数など、変更する内容を記入する。 ・ 4G、5Gについても記入する。
⑥	説明等実施予定日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近接住民、地縁団体へ説明する予定日を記入する。
⑦	施行者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基地局を実際に施工・工事する施行者を記入する。
⑧	工事予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置工事の着工予定日は計画書（第1号様式）の提出日から60日以上の間があること。 （理由：条例第6条 着工日の60日前までに提出と定めているため。計画書を提出してから、地縁団体の代表者への説明し、説明会の開催の周知を行う期間、また説明会開催後に説明会の実施報告書が提出されるまでの期間、その実施報告

		書の閲覧期間など、周知のために必要な期間を合わせて 60 日程度と想定しているため。)
⑨	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「案内図」は、市内のどこに設置するのかが分かる書類を添付すること。土地の公図は場所を特定しにくいので、主要道路や近隣にある主要建物、方角等が記載されている地図（住宅地図、位置図など）を用いて、設置予定の場所を示すこと。広域の地図に拡大図を添えるなど、分かりやすく示すこと。 ・「計画図」は、設置する基地局の平面図や立面図等、基地局の形状が分かる図面を添付すること。既存の構築物に設置する場合には、既存構築物全体の図面に設置する基地局の位置や規模（大きさ・高さ）を明確に示すこと。 ・「説明等を行う範囲を示した図面」は、住宅地図等に基地局を設置する場所を中心に、④で記載した基地局の高さの 2 倍の円を正確に示し、その円に説明する土地、建物が分かるように図面を作成し、添付すること。条例施行規則第 2 条に定める「意向確認が必要な施設」及び公園が説明範囲に入っている場合には、名称を明記すること。なお、公図に説明を行う範囲を示した場合は、建物の状況が確認できないため、建物の状況を明確にすること。また、説明範囲は正確に図面に記載すること。
	その他	・届出書の内容確認のため、提出した担当者へ連絡する場合があるので、「担当者の氏名」と「連絡がとれる電話番号」を欄外に記載する。